

特定非営利活動法人心スペース JAPAN 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人心スペースJAPANという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を堺市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、堺泉北地域の住民に対して、心と体の健康増進に関する事業を行い、人々の活力を高め、つながりを緊密にし、地域の居住性向上に寄与することを目的とする。さらに、堺泉北地域の学生、援助職者に対して実践的な連携・研修の場を設け、知識や技量の共有発展を目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動法人に係る事業を行う。

- (1) 堺市の地域住民の心と体の健康を支える事業「話動食の会」運営
- (2) 堺市の児童養護施設、こども園等児童への「心と体のレッスンドリバリー」事業
- (3) 堺市の児童養護施設出身者等の社会的適応を支援する事業「ケアリーバー支援プロジェクト」(仮称)
- (4) 対象者の幸福感の向上や不安の低減等を指標としての活動成果モニタリング
- (5) 活動を支える学生や対人援助職に向けての実践的な連携・研修の場提供、知識や技量の共有発展

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由により総会に行くことができない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)等の方法により表決することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法又はオンライン会議システム等の方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム等の方法により表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システム等の方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。なお、委任状による議決権行使を認めるものとする。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 廣瀬 隆

副理事長 奥田朋子

理事 山本真由

監事 小野日向子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 2千円

(2) 正会員会費 3千円(1年間分)

(3) 賛助会員会費 千円(1年間分)

役員名簿

特定非営利活動法人心スペース JAPAN

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ひろせ たかし 廣瀬 隆		無
理事	おくだ ともこ 奥田 朋子		無
理事	やまもと まゆ 山本 真由		無
監事	おの ひなこ 小野 日向子		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人心スペース JAPAN
設立代表者 廣瀬 隆

1 趣旨

本法人は、堺泉北地域の住民に対し、心と体の健康向上を目的とした活動を展開するものである。主な活動として3つの柱「話す、動く、食べる」を柱に据える。臨床心理学のメンタライゼーションを活用し対話の機会を創出するとともに、Movement Therapy の技法により身体のリズムや内受容感覚に気づく場を提供する。また、食育活動を通じて地域の食の可能性を探求し、心身の健康増進を支援する。

対象として、児童養護施設の子どもたち、児童養護施設から自立しようとする若者、養育困難を抱える家庭の子どもたち、孤立しがちなシニア層を当初のターゲットとする。これらの人々が自己と他者とのつながりを回復し、幸福感の向上、不安の軽減、感情調整の回復を図ることを目指す。加えて、これらの活動を支える学生や対人援助職の育成にも注力し、彼らが自主的に地域貢献活動を企画・運営できる基盤作りを行う。

将来的には、地域や企業の助成を受けながら継続的に地域創生活動を推進し、大学および大学院出身者の地域貢献を経済的にも支援する体制を構築することを目標とする。これにより、地域社会のウェルビーイングの向上、孤立や疎外の克服、地域活性化の促進、学生の課題解決能力・地域貢献力の育成に寄与することが期待される。

以上の趣旨に基づき、本法人は地域住民の心と体の健康を包括的に支援し、地域社会全体の活性化と持続可能な発展に貢献することを使命とするものである。

2 申請に至るまでの経過

申請に至る経過として、すでに児童養護施設にて「心と体のレッスンドリバー」活動を開始し、大学生・大学院生の地域活動基盤を構築している。さらに、大学学生活動を泉北の団地で展開し、地域住民との交流を通じて地域活動の新たな可能性を検討し始めている。また、帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業の支援も得られることになり、5年間の援助をもとに、永続的な地域活動を行う素地を固めている。今後より広範な外部支援体制を整え、かつできる範囲での経済的自立を図るために本 NPO 法人設立の申請に至ったものである。

初年度事業計画書

(成立の日から2027年3月31日まで)

特定非営利活動法人心スペース JAPAN

I 事業の実施方針

堺泉北地域の住民、当初は児童養護施設の児童、地元子ども及びシニア層を対象に、心と体の健康向上を図る「心と体のレッスンデリバリー(ここからデリ)」と「話して動いて食べる会(話動食の会)」を中心に活動を展開する。大学生・大学院生による地域活動基盤の構築を進めつつ、地域の課題解決とウェルビーイング向上に寄与する。また、食育健康活動を通じて地域の食の可能性を探求し、対人援助職の育成も推進する。帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業との協働を進める。

II 事業の実施に関する事項

(1) 堺市の地域住民の心と体の健康を支える事業「話動食の会」運営

【内容】地域住民に向けた「話す・動く・食べる」イベントを通じ、心身の健康維持促進を促す。

【実施場所】茶山台団地内予定

【実施日時】初年度は限定的に実施予定

【事業の対象者】シニア層および児童を手始めに地域住民全般

【収入】0万円(地域連携として帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業と協働する予定)

【支出】3万円(謝金)、6万円(備品消耗品)、その他経費6万円(場所代等)

(2) 堺市の児童養護施設、こども園等児童への「心と体のレッスンデリバリー」事業

【内容】児童養護施設の小学生を対象に、臨床心理学のメンタライゼーションと Movement Therapy を用いた対話と身体表現のプログラムを実施する。

【実施場所】児童養護施設泉ヶ丘学院、茶山台団地集会所

【実施日時】泉ヶ丘学院月1回(基本第1土曜日)、その他施設(具体的日程は調整中)

【事業の対象者】児童養護施設及び地域子どもたち、地域のシニア層、養護施設出身者

【収入】0万円(当初は当法人への収入とはしない帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業からの資金をもとに協働する予定 総額年間およそ50万円(見込み)から充当する)

【支出】3万円(謝金)、6万円(備品消耗品)、3万円(旅費交通費)、その他経費6万円(場所代等)

(3) 堺市の児童養護施設出身者等の社会的適応を支援する事業「ケアリーバー支援プロジェクト」(仮称)

【内容】活動を支える臨床心理学専攻大学院生や専門職協力者とともに活動の素地を作る。

【実施場所】帝塚山学院大学、茶山台団地集会所およびオンライン

【実施日時】随時検討機会を設ける。

【事業の対象者】臨床心理学専攻大学院生、対人援助職資格保持者

【収入】0万円(当初は当法人への収入とはしない帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業からの資金をもとに協働する予定 総額年間およそ50万円(見込み)から充当する)

【支出】3万円(会議費)、その他経費9万円(場所代等)

(4) 対象者の幸福感の向上や不安の低減等を指標としての活動成果モニタリング

【内容】質問紙にて主観的幸福度や不安や抑うつについて調査を実施する。

【実施場所】主催会場

【実施日時】随時機会を設ける。

【事業の対象者】参加者

【収入】 0 万円

【支出】 0 万円

- (5) 活動を支える学生や援助職に向けての実践的な連携・研修の場提供、知識や技量の共有発展

【内容】活動を支える大学生・大学院生や対人援助職従事者、ボランティアの研修教育機会を提供し、自主的な企画・運営力を育成する。

【実施場所】帝塚山学院大学、茶山台団地集会室およびオンライン

【実施日時】上記活動(1)(2)の必要性に応じ随時研修会・振り返り会を開催

【事業の対象者】大学生、大学院生、対人援助職、地元ボランティア

【収入】 0 万円

【支出】 3 万円(会議費)、その他経費 3 万円(場所代等)

※ 資金の一部を借入で賄う予定あり

初年度活動予算書
 成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人心スペースJAPAN
 (単位:円)

科目	収入	収入計	支出	支出計	備考
I 経常収益					
1 受取会費					
正会員受取会費	¥50,000				
賛助会員受取会費	¥0				
小計		¥50,000			
2 受取寄附金					
受取寄附金	¥0				
施設等受入評価益	¥0				
小計			¥0		
3 受取助成金等					
受取民間助成金	¥0				
小計		¥0			
4 事業収益					
	¥0				
	¥0				
	¥0				
	¥0				
	¥0				
5 その他収益					
受取利息	¥0				
雑収益	¥0				
小計	¥0				
小計		¥0			
経常収益計		¥50,000			
II 経常費用					
1. 事業費					
(1) 人件費					
給料手当			¥0		
法定福利費			¥0		
退職給付費用			¥0		
福利厚生費			¥0		
小計				¥0	
(2) 会議費			¥60,000		
旅費交通費			¥30,000		
謝金			¥60,000		
備品消耗品			¥120,000		
支払利息			¥0		
その他経費			¥240,000		場所代、コンサル料含む
小計				¥510,000	
2. 管理費					
(1) 人件費					
役員報酬			¥0		
給料手当			¥0		
法定福利費			¥0		
退職給付費用			¥0		
福利厚生費			¥0		
小計				¥0	
(2) その他経費					
会議費			¥0		
旅費交通費			¥0		
減価償却費			¥0		
支払利息			¥0		
その他経費計				¥0	
小計				¥0	
経常費用合計				¥510,000	
当期経常増減額				(¥460,000)	
III 経常外収益					
1. 固定資産売却益			¥0		
経常外収益計				¥0	
IV 経常外費用					
1. 過年度損益修正損			¥0		
経常外費用計				¥0	
当期正味財産増減額				(¥460,000)	
設立時正味財産額				¥0	
次期繰越正味財産額				(¥460,000)	

翌年度事業計画書

(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

特定非営利活動法人心スペース JAPAN

I 事業の実施方針

堺泉北地域の住民、児童養護施設の児童、地元の子ども、およびシニア層を対象に、心と体の健康向上を図る「心と体のレッスンデリバリー(ここからデリ)」と「話して動いて食べる会(話動食の会)」を中心に活動を展開する。年齢層をつなぐ活動も視野に入りたい。大学生・大学院生による地域活動基盤の構築を進めつつ、地域の課題解決とウェルビーイング向上に寄与する。また、食育健康活動を通じて地域の食の可能性を探求し、対人援助職の育成も推進する。帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業との協働を進める。

II 事業の実施に関する事項

- (1) 堺市の地域住民の心と体の健康を支える事業「話動食の会」運営
 - 【内容】地域住民に向けた「話す・動く・食べる」イベントを通じ、心身の健康維持促進を促す。
 - 【実施場所】茶山台団地内、その他地域も随時検討
 - 【実施日時】初年度実績を鑑み、随時実施予定
 - 【事業の対象者】シニア層および児童を手始めに、年齢層をまたぐ地域住民全般
 - 【収入】30万円(補助金申請予定30万円、その他当法人への収入とはしない帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業よりの資金をもとに協働する予定)
 - 【支出】6万円(謝金)、12万円(備品消耗品)、その他経費12万円(場所代等)
- (2) 堺市の児童養護施設、こども園等児童への「心と体のレッスンデリバリー」事業
 - 【内容】児童養護施設の小学生、地域児童を対象に、臨床心理学のメンタライゼーションと Movement Therapy を用いた対話と身体表現のプログラムを実施する。
 - 【実施場所】堺市内の児童養護施設、茶山台団地集会室
 - 【実施日時】泉ヶ丘学院月1回(第1土曜日)、その他施設を開拓予定(具体的日程は調整中)
 - 【事業の対象者】児童養護施設及び地域の子どもたち、地域のシニア層
 - 【収入】0万円(当初は当法人への収入とはしない帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業からの資金をもとに協働する予定 総額年間およそ50万円(見込み)から充当する)
 - 【支出】6万円(謝金)、12万円(備品消耗品)、6万円(旅費交通費)、その他経費12万円(場所代等)
- (3) 堺市の児童養護施設出身者等の社会的適応を支援する事業「ケアリーバー支援プロジェクト」(仮称)
 - 【内容】児童養護施設出身者の退所後の適応を目的とした社会心理的支援
 - 【実施場所】泉ヶ丘周辺施設を予定
 - 【実施日時】来談者の事情に合わせ、隔週あるいは毎月1回程度を想定。
 - 【事業の対象者】施設職員からの養成を受けた児童養護施設出身者
 - 【収入】0万円(当初は当法人への収入とはしない帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業)

からの資金をもとに協働する予定 総額年間およそ 50 万円(見込み)から充当する)

【支出】 3 万円(会議費)、その他経費 18 万円(場所代等)

- (4) 対象者の幸福感の向上や不安の低減等を指標としての活動成果モニタリング

【内容】質問紙にて主観的幸福度や不安や抑うつについて調査を実施する。

【実施場所】主催会場

【実施日時】随時機会を設ける。

【事業の対象者】参加者

【収入】 0 万円

【支出】 0 万円

- (5) 活動を支える学生や援助職に向けての実践的な連携・研修の場提供、知識や技量の共有発展

【内容】活動を支える大学生・大学院生や対人援助職従事者、ボランティアの研修教育機会を提供し、自主的な企画・運営力を育成する。

【実施場所】帝塚山学院大学、茶山台団地集会室およびオンライン、その他必要性に応じて検討

【実施日時】上記活動(1)(2)の必要性に応じ随時研修会・振り返り会を開催

【事業の対象者】大学生、大学院生、対人援助職、地元ボランティア

【収入】 0 万円(当初は当法人への収入とはしない帝塚山学院大学ウェルビーイング共創ハブ事業からの資金をもとに協働する予定 総額年間およそ 50 万円(見込み)から充当する)

【支出】 6 万円(会議費)、6 万円(場所代等)

翌年度活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人心スペースJAPAN
(単位:円)

科目	収入	収入計	支出	支出計	備考
I 経常収益					
1 受取会費					
正会員受取会費	Y30,000				
賛助会員受取会費	Y0				
小計		Y30,000			
2 受取寄附金					
受取寄附金	Y0				
施設等受入評価益	Y0				
小計		Y0			
3 受取助成金等					
受取民間等助成金	Y300,000				申請予定
小計		Y300,000			
4 事業収益	Y0				
雑収入	Y0				
雑収入	Y0				
雑収入	Y0				
雑収入	Y0				
雑収入	Y0				
5 その他収益					
受取利息	Y0				
雑収益	Y0				
小計	Y0				
経常収益計		Y330,000			
II 経常費用					資金の一部を借入で賄う予定あり
1. 事業費					
(1) 人件費			Y0		
給料手当			Y0		
法定福利費			Y0		
退職給付費用			Y0		
福利厚生費			Y0		
小計			Y0		
(2) 会議費			Y90,000		
旅費交通費			Y60,000		
謝金			Y120,000		
備品消耗品			Y240,000		
減価償却費			Y0		
支払利息			Y0		
その他経費			Y180,000		場所代、コンサル料含む
小計			Y990,000		
2. 管理費					
(1) 人件費			Y0		
役員報酬			Y0		
給料手当			Y0		
法定福利費			Y0		
退職給付費用			Y0		
福利厚生費			Y0		
小計			Y0		
(2) その他経費			Y0		
会議費			Y0		
旅費交通費			Y0		
減価償却費			Y0		
支払利息			Y0		
その他経費計			Y0		
小計			Y0		
経常費用合計				Y990,000	
当期経常増減額				(Y660,000)	
III 経常外収益					
1. 固定資産売却益			Y0		
経常外収益計			Y0	Y0	
IV 経常外費用					
1. 過年度損益修正損			Y0		
経常外費用計			Y0	Y0	
当期正味財産増減額				(Y660,000)	
前期正味財産額				(Y460,000)	
次期繰越正味財産額				(Y1,120,000)	